ご意見の内容及びご意見に対する考え方(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖)

番号	該当箇所		ご意見の内容	ご意見に対する考え方
710	公募占用指針	第 2 章(3)	系統連系枠が複数にわかれている場合、系統連系枠ごとに FIT 認定が行われ、それぞれで運転開始(予定)日を設定できるのか。本件は最大 415MW の受電容量であり、最初の風車が設置され発電可能となってから最終風車が運転可能となるまでに相当の期間が発生することとなる。系統枠の単位で全ての風車が発電開始となった時点で発電出来るようにしていただくことで事業投資回収早まり、結果事業性の向上、FIT 価格の下落につながると考える。	確保されている系統容量が複数の系統契約によるものである場合は、 系統契約毎に「事業の実施時期(運転開始予定日)」を設定・記載い ただくことは可能です。 その際、事業要件である発電設備の出力の量の基準は「系統毎に流す 最大出力の合計」が満たす事で問題ありません。その旨が分かるよう に修正いたします。
711	公募占用指針	第 2 章(5)	「本促進区域内に1か所以上存在する廃坑井の情報を鉱業権者に問い合わせる等により、これを損傷等することで海洋環境に影響を及ぼすことのないようにすること」について、本促進区域内及びその周辺に鉱業権を有する鉱業権者が本促進区域における公募への参加を予定している状況下、当該鉱業権者は問合せ内容及び問合せの有無により、他の公募参加者の海洋再生可能エネルギー発電設備の配置計画等を推測することが可能であり、かかる状況は、問い合わせを行う側の公募参加者に競争上の不利益が生じる。そのため、公平・公正な競争の観点から廃坑井に関する情報(位置、施工上の制約条件等)は系統に関する契約の状況等と同様、守秘義務対象情報として情報提供申請者に対し提供していただきたい。	原案通りとします。(「当該鉱業権者に廃坑井の情報を問い合わせる」 方法はあくまで例示であり、他の方法も許容されます。)
712	公募占用指針	第 2 章(5)	鉱業権の廃坑井について、鉱業権者に問い合わせを行うことが要請されていますが、鉱業権者が本入札に参加している場合、情報提供が禁じられていることから他の事業者へ情報提供できない可能性があります。鉱業原簿または閉鎖鉱業原簿及び鉱区図については、事業者で確認を行いますが、記載のない内容については、入札に必要な情報であり入札の公平性・透明性を担保するためにも、公募占用指針に追記いただいた上、「当該鉱業権者に廃坑井の情報を問い合わせる等により、」の箇所は削除をお願い致します。	同上
713	公募占用指針	第 2 章(5)	「事前に経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に対して鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿等の情報を閲覧請求することで鉱業権者の情報を入手した上で当該鉱業権者に廃坑井の情報を問い合わせる等により、これを損傷等することで海洋環境に影響を及ぼすことのないよう留意すること。」に関し、①国があらかじめ対象海域について廃抗井の情報を把握し、損傷等を通じ海洋環境に影響を及ぼすリスクがある場合には留意事項として事業者に情報提供することはできないのでしょうか?②上記①が難しい場合には、せめて、鉱業権者の情報については国が行った調査結果に係る情報提供手続きの対象とし、事業者側が都度、東北経済産業局に問い合わせる手間を低減することはできないのでしょうか?また、鉱山権者との協議・交渉等廃坑井の対応に国交省・経産省・自治体からのご協力は頂けないでしょうか?	鉱業登録令第 10 条に基づき、所定の手続き、手数料を納付することで鉱業原簿の謄本の閲覧請求を行っていただくようお願いします。

714	公募占用指針	第 2 章(5)	1)「3. 留意事項」において、「基金への出捐等の規模(総額)については、20年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を目安とする。」とあるが、公募占用指針においては協議会意見を尊重しつつも、0.5%を「目安」ではなく「上限」とする旨明記いただきたい。 2) 売電収入とは、原価や販管費等を考慮する前の売上高という理解で良いか。 3) 基金への出捐した額の会計処理は、全額損金算入されるという理解で良いか。 4)「3. 留意事項」において、「基金への出捐等の規模(総額)については、20年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を目安とする。」とあるが、公募占用指針においては協議会意見を尊重しつつ、「運転開始日から 20 年の期間、毎年の売電収入のうち 0.5%を基金へ拠出する」旨を明記いただきたい。	1) については、協議会意見とりまとめの通りです。 2) について、協議会意見取りまとめにおいては「売電単価×20年間」と理解されていると考えられます。 3) については、貴社において適切な会計処理の方法をお願いいたします。 4) については、協議会意見の通りとします。
715	公募占用指針	第 2 章(5)	「能代港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募に先立ち、東北地方整備局及び港湾管理者(秋田県)に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。」と記載されているが、手続きの窓口や方法の詳細を明示いただきたい。	地方整備局窓口は港湾空港部となります。港湾管理者の窓口は、港湾 空港部に確認ください。
716	公募占用指針	第 3 章(2)	同一の一般送配電事業者の系統に接続が予定されている「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」と「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」の一方における系統に係る契約等の情報は、もう一方の海域における洋上風力発電設備の出力制御等を予測するにあたっての不確実要素の一つを補完するものとなり得る。・そのため、情報提供申請書類のみならず、行政手続法上の命令等である公募占用指針においても、国から提供される情報の取扱いに関する記述を追加し、以下の点を明確に記載いただきたい。① 国から提供される情報について、他の海域での公募占用計画作成の目的を含めた目的外の利用を禁止すること② 違反した場合、双方の海域における公募参加資格取り消しの可能性があること	①提供情報の利用条件については、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」及び「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に記載のとおりです。②【様式2】守秘義務の順守に関する誓約書に記載のとおりです。
717	公募占用指針	第8章(5)	「本公募に係る事業は、約 40 万 kW の着床式洋上風力と想定されるため、同規模以上の着床式洋上風力の実績があれば最も高く評価する」とあるが、国内の実績のみに限定されるという理解で正しいか。	国内の実績に限るものではありませんが、我が国の自然・社会状況等 を踏まえた上で、当該実績が本公募に係る事業に照らし、どれほど親 和性が高いかを評価することになります。
718	公募占用指針	第8章(5)	「本公募に係る事業は、約40万kWの着床式洋上風力と想定されるため、同規模以上の着床式洋上風力の実績があれば最も高く評価する」とあるが、例えば施工の観点であれば、既に施工が完了しているものに限るのか。あるいは完了していなくてもその進捗に応じて実績に資すると判断されれば評価されるのか。	ご質問の例では、適切な施工が行われたのか確認する観点から、完了 した実績を示していただくことになります。
719	公募占用指針	第8章(5)	国内では同規模(41.5万kW)以上の洋上風力発電所はありませんので、国内の 陸上風力の実績が最も評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	実績の評価は国内の実績に限るものではありません。我が国の自然・ 社会状況等を踏まえた実績があれば極めて適切と評価される場合が あります。

720	公募占用指針	第8章(5)	「同規模以上の着床式洋上風力の実績があれば最も高く評価する。その実績が無ければ、風車の設置については陸上等の着床式以外の風車を~」とございますが、国内において同規模(41.5万kW)以上の洋上風力は建設中を含め存在しないと存じます。 そうなりますと、国内の陸上風力の実績が最も評価されるという理解でよろしいでしょうか。	同上
721	公募占用指針	別添 2	1. 事業者が提出する公募占用計画の中で、基金への出捐等の規模(総額)が目安とされる 20 年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を下回っている場合の適合性審査における取扱及び評価点への影響について開示願いたい。(指針の求める要求事項に合致していない計画として不適合となる等) 2. 目安となる 20 年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を上回る水準の計画で公募占用計画を提出した場合、評価点への影響に関し、ご教示願いたい。(地域との調整や事業の波及効果(40点)の内訳である「周辺航路、漁業等との協調・共生」の評価点が良くなる等)	1. 明確な理由が無い場合は、第2章(5) 2)で、「「3. 留意事項」を尊重して事業を実施すること」と記載していることの関係で、評価点に影響する、もしくは第5章(1)2)iii)の遵守規定違反とみなされる可能性があります。 2. 当該水準が高いほど評価を高くすることは、想定しておりません。
722	公募占用指針	別添 2	周辺航路、漁協等との協調、共生については、別添 2 3(2)にて、売電収入の 0.5% 程度を基金へ出捐することで共生策を講じることとされています。公募を招聘す る国としては、出捐額の多寡を評価基準の一つとし、競争させることでより多額 の出捐を期待しているのでしょうか、それとも、出捐金額は一律に売電収入の 0.5%以上であれば金額自体では評価に差をつけないという意図でしょうか。	協議会意見を尊重しているかどうかの観点から評価を行います。協議会意見として出捐金への具体的な要望が示され、それを満たしている場合は出捐金の規模に関して協議会の意見を十分に尊重しているものと評価されますので、その金額の多寡により評価に差をつけることは想定していません。
723	公募占用指針	別添 2	「基金への出捐等の規模(総額)については、20 年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を目安とする」との規定があるが「20 年間の売電収入と見込まれる額」がどのように算定されるのか明確化頂きたい。	公募の時点での提案する際、協議会とりまとめや協議会構成員による 説明会等で示された協議会の考え方も踏まえながら、各事業者におい て適切に検討ください。なお事業者選定後は、出捐に関する詳細につ いては、事業者選定後に開催する協議会構成員との協議の中で調整い ただくものと考えております。
724	公募占用指針	別添 2	「能代市、三種町及び男鹿市以外に基金を設置する場合」との記載があるが、当該基金が設置された場合、選定事業者に対して追加的な出捐が求められるということなのか否か明確化頂きたい。追加的な出捐が求められる場合、金額目安、出捐時期について併せて明確化頂きたい。	(2) の第一段落において基金への出捐等の規模については「総額」 と明記されており、追加的な出捐は意図されておりません。
725	公募占用指針	別添 2	「基金への出捐等の規模(総額)については、 20 年間の売電収入と見込まれる額の 0.5% を目安とする」との規定があるが「 20 年間」とは調達期間の 20 年を指していることを明確化頂きたい。	調達期間の 20 年間を想定しています。
_				

726	公募占用指針	別添 2	「選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること」との規定があるが、選定事業者による基金への出捐の支払い期間を明確化頂きたい(月末ごと、四半期末ごと、年度末ごとなど)。なお、公募占用計画上の予想売電収入に基づいた 20 年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を一括で出捐することは、選定事業者の事業収益性を大きく低減するものであり、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施」という方針に沿わないため、厳に避けられるべきである。	基金への出捐の時期は、基金の具体的な使途や事業者の事由も踏まえて、事業者選定後に協議会構成員や基金設置者との調整を経て確定するものと考えております。
727	その他	その他	本海域は、現在計画が進められている秋田港/能代港の洋上風力事業エリアに隣接しており、また、近隣に複数の陸上風力発電所が立地しているエリアです。事業者選定後、先行して立地している風力事業者からウェイクによる減電補償を求められる可能性(新たなコスト増加リスクとなる可能性)があり、予見可能性を担保し、シャープな入札価格を事業者として提示可能とするためにも、公募占用指針で予め補償額を提示いただけないでしょうか。	御指摘の件は当事者間の調整によるべきものと理解しており、公募占用指針に提示することは困難です。